

## 再生品審査基準

更新：令和 4 年 10 月 18 日  
 更新：令和 5 年 1 月 6 日  
更新：令和 6 年 11 月 11 日

## ① 原材料に係る審査基準

管理項目	管理頻度	試験規格	廃コンクリート (再生碎石用原材 料)	建設汚泥 (建設汚泥再生品)
重金属など有害物質の溶出量	排出者の工事現場ごとに採取し試験する。 外部計量証明機関*により、申請時を含め年 2 回試験する。	環境省告示 第 18 号		土壤溶出量基準以下（土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項別表第 4）
重金属など有害物質の含有量				土壤含有量基準以下（土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 2 項別表第 5）
石綿含有率		JIS A 1481	石綿含有建材等を目視により選別除去後のものについて未検出	
不純物混入	排出者の工事現場ごとに試験する。	JIS A 5023 に準拠する	異物・不純物・鉄筋・大ガラ等を目視により選別除去後のものについて 3 wt% 以下	
サンプル保管	6 ヶ月間		品質のトレーサビリティを担保するため、原材料サンプルを 6 ヶ月間保管する。	

\*外部計量証明機関による試験に、排出者が行った計量証明機関による試験を含む。

\*重金属など有害物質の溶出量・含有量、石綿含有率の試験に足るサンプルを保管することとする。

\*建設汚泥については、発生する地層が変わることごとに採取することが望ましい。

\*原材料に係る基準について、再生利用側（公共工事）で別途の定めがある場合はそれを適用する。

## ② 製品の品質に係る審査基準

(表 1)

管理項目	管理頻度	試験規格	再生碎石	建設汚泥再生品
重金属など有害物質の溶出量	外部計量証明機関により申請時を含め年2回試験する。 総製造量が 5,000m <sup>3</sup> 以上の場合は 1,000m <sup>3</sup> ごとに 1 回程度 <sup>注</sup> 、 1,000m <sup>3</sup> 以上 5,000m <sup>3</sup> 未満の場合は 1 工事あたり 3 回程度、 1,000m <sup>3</sup> に満たない場合は 1 工事あたり 1 回程度とする。	環境省告示 第 18 号	土壤溶出量基準以下（土壤汚染対策法 施行規則第 31 条第 1 項別表第 4）	
重金属など有害物質の含有量		環境省告示 第 19 号	土壤含有量基準以下（土壤汚染対策法 施行規則第 31 条第 2 項別表第 5）	
石綿含有率	搬出先の工事ごとに 試験する。 外部計量証明機関により 申請時を含め年2回試験する。	JIS A 1481	未検出であること	
不純物混入率		JIS A 5023	3wt%以下	
pH		JGS 0211	情報開示	
粒度分布		JIS A 1102	情報開示	
細粒分含有率		JIS A 1223	情報開示	
塑性指数		JIS A 1205	情報開示	
コーン指数 (9.5mm 下)	1 日の総製造量 200m <sup>3</sup> を超える場合には 200m <sup>3</sup> ごとに 1 回、 200m <sup>3</sup> 以下の場合には 1 日に 1 回とする。	JIS A 1228 (試料の他 は、準拠)		400kN/m <sup>2</sup> 以上 (原則として)
サンプル保管	6 ヶ月間		品質のトレーサビリティを担保するため、サンプルを 6 ヶ月間保管する。	

- ※ ハイブリッドソイルの原材料（再生碎石、建設汚泥再生品）に係る審査基準は、本表による。
  - ※ 重金属など有害物質の溶出量・含有量、石綿含有率の試験に足るサンプルを保管することとする。
  - ※ 国土交通省の直轄工事において建設汚泥再生品を土質材料等として利用する場合は、「建設汚泥処理土利用技術基準」に基づき、これに規定する品質区分に応じた用途に利用することが求められる。  
(建設汚泥処理土利用技術基準について、国官技第 50 号、国官総第 137 号、国営計第 41 号、平成 18 年 6 月 12 日)
  - ※ 国土交通省直轄工事において再生碎石を利用する場合は、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」に基づき、これに規定する用途に応じた品質であることが求められる。(コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準について、国官技第 379 号、平成 28 年 3 月 31 日)
  - ※ (表 1) の基準について、再生利用側（公共工事）で別途の定めがある場合はそれを適用する。
- 注) 汚染のおそれがなく、かつ同様の地層から排出された建設汚泥から製造されるもので、総製造量が 5,000m<sup>3</sup>以上の場合は、5,000m<sup>3</sup>以下ごととする。

(表2)

管理項目	管理頻度	試験規格	ハイブリッドソイル
重金属など有害物質の溶出量	総製造量が $5,000\text{m}^3$ 以上の場合には $1,000\text{m}^3$ ごとに 1 回程度、 $1,000\text{m}^3$ 以上 $5,000\text{m}^3$ 未満の場合には 1 工事あたり 3 回程度、 $1,000\text{m}^3$ に満たない場合には 1 工事あたり 1 回程度とする。	環境省告示 第 18 号	土壤溶出量基準以下（土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項別表第 4）
重金属など有害物質の含有量		環境省告示 第 19 号	土壤含有量基準以下（土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 2 項別表第 5）
石綿含有率	1 ロットあたり 5 点試料採取したのち混合し測定する。 1 ロットは 1 日製造あたりとする。	JIS A 1481	未検出であること
不純物混入率		JIS A 5021	1wt%以下
pH		JGS 0211	12.5 未満 ただし、適用場所に応じて管理する
粒度分布		JIS A 1102	情報開示
細粒分含有率		JIS A 1223	用途に応じて別途定める
突固めによる土の締固め試験	すなわち $5,000\text{m}^3$ の場合は 2 回/日とする。	JIS A 1210	情報開示
コーン指数※ (9.5mm 下)	1 日の総製造量が $200\text{m}^3$ を超える場合には $200\text{m}^3$ ごとに 1 回、 $200\text{m}^3$ 以下の場合には 1 日に 1 回とする。	JIS A 1228	800kN/m <sup>2</sup> 以上
サンプル保管	6 ヶ月間		品質のトレーサビリティを担保するため、サンプルを 6 ヶ月間保管する。

※ ハイブリッドソイルの原材料は、表 1 の規格に適合した再生碎石及び建設汚泥再生品を使用する。

※ (表2) の基準について、再生利用側（公共工事）で別途の定めがある場合はそれを適用する。

### ③ 製品の利用の確実性に係る審査基準

管理項目	基準	整備しておくべき体制・資料等
利用の確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事発注仕様書等に基づき、製品が再生利用されることが確実であること           <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生利用の実施に関する製造者と利用先との間の確認書</li> <li>・再生利用の実施を確認できる書類</li> <li>・経済的合理性のある有償譲渡であることが確認できる書類</li> </ul> </li> </ul> <p>※再生利用の実施を確認できる書類については、以下の書類等が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づき公的機関等により認可等された工事であることを証明する書類</li> <li>・工事発注仕様書</li> <li>・再生資源利用計画書</li> <li>・その他の事前協議文書等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造者と利用先の間の確認書（製品の売却費、運搬費を含む）</li> <li>・工事の許可証等（開発行為に関する許可証、他）</li> <li>・工事発注仕様書</li> <li>・再生資源利用計画書</li> <li>・利用先までの搬出計画書</li> </ul>

※環境省通知に示す利用の確実性について

建設汚泥処理物等の有価該当性に関する取扱いについて（通知）、環循規発第 2007202 号、令和 2 年 7 月 20 日  
(一部抜粋)

・・・具体的には、仕様書等で規定された用途及び需要に照らして適正な品質及び数量である建設汚泥処理物等が、飛散・流出又は崩落等の生活環境の保全上の支障や品質の劣化を発生させずに適切に保管され、当該仕様書等に従って客観的にみて経済的合理性のある有償譲渡として計画的に搬出され、再生利用されることが確実であることを確認する必要がある。

ここで、再生利用される建設汚泥処理物等が、「需要に照らして適正な品質及び数量である」かどうかや、「有償譲渡として計画的に搬出され、再生利用されることが確実である」かどうかは、処理又は製造及びそれらの管理の計画書や、再生利用の実施に関する中間処理業者と当該建設汚泥処理物等を利用する事業者との間の確認書又は再生利用の実施を確認できる書類（法令に基づき公的機関等により認可等された工事であることを証明する書類、工事発注仕様書、再生資源利用促進計画書、その他の事前協議文書等）を確認することで足りる。・・・

(参考資料)

建設汚泥処理物等の有価該当性に関する取扱いについて（通知）、環循規発第 2007202 号、令和 2 年 7 月 20 日

建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について、環廃産発第 050725002 号、平成 17 年 7 月 25 日

建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について、環廃産発第 060704001 号、平成 18 年 7 月 4 日

建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について、国官技第 46 号、国官総第 128 号、国営計第 36 号、国総事第 19 号、平成 18 年 6 月 12 日、平成 18 年 6 月 12 日

建設汚泥処理土利用技術基準について、国官技第 50 号、国官総第 137 号、国営計第 41 号、平成 18 年 6 月 12 日

コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準について、国官技第 379 号、平成 28 年 3 月 31 日

建設汚泥再生品等の利用促進に関する検討会報告書、公益社団法人全国産業資源循環連合会、令和 2 年 6 月